

# 確定申告の季節です

▽2月16日から

3月15日まで△



# 市・県民税と所得税

所得税の確定申告、市・県民税の申告は2月16日から3月15日までです。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

この申告によって、所得税は平成11年分の税金が確定し、また、市・県民税は平成12年度の税金を計算する重要な申告です。期限内に正しい申告をしましょう。

## 平成12年度市・県民税申告相談日程表

できるだけ指定日に来てください。指定日に来られない人は、同一会場の別の日または予備日（3月15日）をご利用ください。

月日	曜	会場	対象行政区	
			午前(9:00~12:00)	午後(13:00~16:00)
2月16日	水	通公民館	通1・2・3・4・5区	通6・7・8・9区
2月17日	木	〃	通10・11・12・13区	通14・15・16区
2月18日	金	仙崎公民館	白濁1・南町・栄町区	白濁2・本町・洲崎町区
2月19日	土	〃	白濁3・鍛冶屋町区	中新町・新町・旭町・大日比区
2月21日	月	〃	祇園町・北本町・幸町・今浦町区	新屋敷町・新開町・大泊区
2月22日	火	〃	錦町・青海区	鳥越1・2区
2月23日	水	俵山公民館	木津区	上安田区
2月24日	木	〃	湯町区	下安田区
2月25日	金	〃	大羽山区	上政・七重区
2月26日	土	〃	郷区	黒川区
2月28日	月	〃	小原区	
2月29日	火	農村婦人の家	山小根区	洪水1区
3月1日	水	〃	洪水2・大埜区	洪水中区
3月2日	木	〃	真木区	洪水3・坂水区
3月3日	金	物産観光センター		湊1東・湊1西・湊2区
3月5日	日	〃	田屋・湊3・鉄道区	湯本・三ノ瀬区
3月6日	月	〃	駅前・下郷区	上郷・門前区
3月7日	火	〃	河原区	中山・緑ヶ丘区
3月8日	水	〃	上川西2区	上川西1区
3月9日	木	〃	大河内・小河内区	境川区
3月10日	金	〃	正明市2・3・4区	板持1・2区
3月12日	日	〃	正明市5・殿台区	江良区・後ヶ追区
3月13日	月	〃	下川西・上ノ原区	開作・藤中区
3月14日	火	〃	正明市1・板持3区	湊中央・板持4区
3月15日	水	〃	指定日にこられなかった人	

## 市・県民税

市・県民税の申告が必要な方には、市・県民税の申告書をお送りします。

本年度より農業所得標準が原則廃止となりましたので、野菜等の販売のある農家の方は収支計算ができる準備をしておいて下さい。裏面の「申告書の書き方」をよく読んで記入のうえ、指定された相談係(☎231124)へお問い合わせ

日に申告してください。  
なお、税務署から相談日の案内状が届いた人は、その日に税務署で相談してください。申告者が入院中または学生等で収入のない人は、その旨を余白に記入し、税務課市民税係へご返送ください。

## 申告が必要な人

平成12年1月1日現在、市内に住所があった人で、昨年1年間、次のことに該当された人です。

ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人(該当者には、税務署から必要な書類が送られます)は、必要ありません。

- 一般の人の場合
    - ① 昨年中に所得があった人
    - ② 純損失、雑損失の控除の適用を受けようとする人
  - 給与と所得者の場合
    - ① 給与所得のほかにも所得(農業所得、地代、家賃、利子、配当等の収入)があった人
    - ② 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人
    - ③ 雑損控除、医療費控除の適用を受けようとする人
  - 年金所得者で
    - 他に所得がある場合
- ① 老齢や退職を事由とする年金受給者  
② 厚生年金や国民年金の老齢年金受給者  
(注) 年金受給者のうち、非課